

関西学生アーチェリー連盟規定

(目次)

- 第1章 総則
- 第2章 事業
- 第3章 組織
- 第4章 役員
- 第5章 会議
- 第6章 加盟及び脱退
- 第7章 懲戒
- 第8章 会計
- 第9章 付則

第1章 総 則

第1条

本連盟の名称は関西学生アーチェリー連盟と称す。

第2条

本連盟はアーチェリーを通じて各校の親睦を図り、益々その道の普及・発展に貢献し、且つ国際親善にも寄与することを目的とする。

第3条

本連盟の所在地を、大阪市北区鶴野町4番コープ野村梅田A棟325号におく。

第2章 事 業

第4条

本連盟は第2条の目的を達成するために必要な事業を実施する。

第3章 組 織

第5条

1. 本連盟は加盟大学を代表とするアーチェリー部を以って組織する。各大学の所在地は大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県のいずれかにあるものとする。
2. 本規定は本連盟の事業・活動に直接関わる者すべてに対して効力を有するものとする。ただし、特別の条文等ある場合はこの限りではない。

第4章 役 員

第6条

本連盟には次の役員を置く。

1. 会長 1 名
2. 副会長 若干名
3. 参与 若干名
4. 顧問 若干名

以下学生役員

5. 委員長 1 名
6. 副委員長 1 名
7. 総務委員長 1 名
8. 総務副委員長 若干名
9. 管財委員長 1 名
10. 管財副委員長 若干名
11. 財務委員長 1 名
12. 財務副委員長 若干名
13. 渉外委員長 1 名
14. 渉外副委員長 若干名
15. 競技委員長 1 名
16. 競技副委員長 若干名
17. 記録委員長 1 名
18. 記録副委員長 若干名
19. 実行委員長 1 名
20. 実行副委員長 若干名
21. 普及委員長 1 名
22. 普及副委員長 若干名

23. その他必要と認められる委員長、副委員長を選出することが出来る。但し、選出方法は役員会において学生役員によって選出され、総会によって承認されなければならないものとする。

第7条

会長、副会長は学生以外の被推薦者の中から総会の承認を経てこれを推薦する。

第8条

1. 参与は本連盟 OB 及び OG の被推薦者の中から総会の承認を経てこれを委嘱する。
2. 顧問は本連盟の会長が推薦し、総会の承認を経てこれを委嘱する。

第9条

会長、副会長、参与、顧問の任期は2年とし、何れも再選を妨げない。

第10条

委員長以下の学生役員は本連盟員であることを要する。

第11条

学生役員の任期は一年とする。但し再選を妨げない。

第12条

会長は本連盟を代表する。副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はこれを代理する。

第13条

参与および顧問は、本連盟の重要な事項について会長及び役員の諮問に応ずる。

第14条

委員長は本連盟の会務を総理する。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある時はこれを代理する。

第15条

学生役員は学生役員会を組織し会務を処理する。

第16条

本連盟は運営をよりよくするために、理事会を設ける。

第17条

理事会の運営に関しては、別に定める理事会規約に従うものとする。

第5章 会 議

第18条

本連盟の会議は総会、チーフ会、学生役員会及び各委員会とする。

第19条

総会

1. 総会は本連盟最高の議決機関である。
2. 総会は会長、副会長、参与、学生役員及び各加盟大学代表2名によって構成される。
3. 定時総会は毎年会計年度終了後3ヶ月以内に関き、臨時総会は必要ある時にこれを開く。
4. 定時総会は会長がこれを召集する。
5. 臨時総会は学生役員会の決定、又は加盟大学の4分の1以上の要求に基づいて会長がこれを召集する。
6. 総会は次の事項を議決及び報告する。
 - I 前事業年度の事業報告及び決算報告
 - II 当事業年度の事業計画及び予算
 - III 規約改正

IV 役員改選

V その他重要事項

7. 議長は学生役員より選出され出席者の承認を得ることを要する。
8. 総会は加盟大学の3分の2以上の出席があれば成立する。
9. 総会の議決権は各大学1票を有し、会長、副会長、参与、及び学生役員はこれを有しない。
10. 総会の議決は出席校の過半数を以って行い、可否同数の場合は議長に一任する。総会に欠席の場合、委任状を提出することで出席とみなし議決権を認める。

第20条

チーフ会

1. チーフ会は、会長、副会長、参与及び各委員会委員長によって構成される。
2. チーフ会は本連盟の各委員会を総括する議決機関である。
3. チーフ会は委員長が招集し、原則として毎月1回開く。但し、必要と認められた場合は委員長の召集のもと、臨時にこれを開くことができる。
4. チーフ会の議長は委員長とする。
5. チーフ会は1項で定めた出席者の3分の2以上の出席があれば成立する。
6. チーフ会の議決は出席者の過半数を以って行い、可否同数の場合は議長に一任する。
7. チーフ会は規定に定めるもののほか、学生役員会の権限に属さない事項で、次の事項を決議し、執行する。
 - (1)本連盟の主催する競技会の基本方針
 - (2)本連盟の主催する競技会の実施方法及びその他重要事項
 - (3)学生役員会、総会に発議すべき事項
 - (4)各委員会の議題について
 - (5)その他、役員、各委員会、連盟校から発議された事項
8. チーフ会は各委員会からの報告事項を審議し、承認する。
9. 顧問を呼べる。ただし議決権は有しない。
10. チーフ会は資格審議会を兼ねる。

第21条

学生役員会

1. 学生役員会は学生役員によって構成される。但し、委員長からの要請があった場合はこれに会長、副会長、参与、顧問を加える。
2. 学生役員会は委員長が召集し、委員長がこの議長となる。
3. 学生役員会は原則として毎月1回開く。但し、必要と認められた場合は委員長の召集のもと、臨時にこれを開くことができる。
4. 学生役員会は学生役員の3分の2以上の出席があれば成立する。

5. 学生役員会の議決は学生役員の過半数を以って行い、可否同数の場合は議長に一任する。
6. 学生役員会は次の事項を行う。
 - I 第4条1～10項の事業遂行。
 - II 第19条6項の立案。
 - III 連盟内規の制定、及び改正。
 - IV その他。

第22条

総務委員会

1. 総務委員長は総務委員会の会務を総理する。
2. 総務委員会は総務委員長、総務副委員長によって構成される。
3. 総務委員会は本連盟の事務処理に当たる。
4. 総務委員会は総会、学生委員会の議事録を作成し、要請のあったときはこの議事録を公開を要する。
5. 総務委員会は必要と認められたとき、総務委員長の召集によって開かれる。
6. 総務委員会は本連盟の事務に関し、連盟委員長の諮問に応じる。

第23条

財務委員会

1. 財務委員長は財務委員会の会務を総理する。
2. 財務委員会は財務委員長、財務副委員長及び各大学1名の委員(会計)によって構成される。
3. 財務委員会は必要と認められたとき、財務委員長の召集によって開かれる。
4. 財務委員会は本連盟の財務に関し、財務委員長の諮問に応じる。

第24条

渉外委員会

1. 渉外委員長は渉外委員会の会務を総理する。
2. 渉外委員会は渉外委員長、渉外副委員長によって構成される。なお各大学2名ないし1名の渉外委員を要請することができる。
3. 渉外委員会は必要と認められたとき、渉外委員長の召集によって開かれる。
4. 渉外委員会は本連盟の情報宣伝活動、渉外活動及び機関誌の発行を行う。

第25条

競技委員会

1. 競技委員長は競技委員会の会務を総理する。
2. 競技委員会は競技委員長、競技副委員長及び各大学2名ないし1名の競技委員によって構成される。
3. 競技委員会は必要と認められたとき、競技委員長の召集によって開かれる。

4. 競技委員会は、本連盟主催の競技会の運営を行う。

第26条

記録委員会

1. 記録委員長は記録委員会の会務を総理する。
2. 記録委員会は記録委員長、記録副委員長によって構成される。なお各大学2名ないし1名の記録委員を要請することができる。
3. 記録委員会は必要と認められたとき、記録委員長の召集によって開かれる。
4. 記録委員会は、本連盟主催の競技会の記録の発表・保存を行う。

第27条

実行委員会

1. 実行委員長は実行委員会の会務を総理する。
2. 実行委員会は実行委員長、実行副委員長によって構成される。なお各大学1名ないし2名の実行委員を要請することができる。
3. 実行委員会は必要と認められたとき、実行委員長の召集によって開かれる。
4. 実行委員会は、本連盟の競技会の運営および、放送業務を行う。

第28条

普及委員会

1. 普及委員長は普及委員会の会務を総理する。
2. 普及委員会は普及委員長、普及副委員長及び各大学1名の普及委員によって構成される。
3. 普及委員会は必要と認められたとき、普及委員長の召集によって開かれる。
4. 普及委員会は、本連盟を通じてアーチェリーの普及、発展、技術向上に当たる。

第29条

管財委員会

1. 管財委員長は管財委員会の会務を総理する。
2. 管財委員会は管財委員長、管財副委員長によって構成される。ただし必要な場合は1名ないし2名の管財補助員をすることができる。
3. 管財委員会は必要と認められたとき、管財委員長の召集によって開かれる。
4. 管財委員会は本連盟の資材管理に関し、連盟委員長の諮問に応じる。

第6章 加盟及び脱退

第30条

加盟

1. 本連盟に加盟せんとする大学は委員長宛所定の書面を以って申請することを要する。申請書類に関しては関西学生アーチェリー連盟内規にこれを定める。
2. 申請後、資格審議会による1回以上の視察を受け学生役員会の承認を経て総会

の承認を受けることを要する。

第31条

脱退

本連盟は総会が正当な理由を認めた場合に加盟校の連盟脱退を許可することができる。

第7章 懲 戒

第32条

本連盟は加盟大学としてふさわしくない行為及び公序良俗・本規定に反する行為があったと認められたとき、学生役員会において役員の3分の2以上の賛成を以ってこれを懲戒することができる。

懲戒委員会は委員長の要請により開催される。懲戒委員会は副会長・参与・理事会から3名程度、委員長、副委員長、総務委員長で設置され、懲戒委員長は理事長が務める。ただし、懲戒委員会の構成員は懲戒対象の利害関係者を除く。

第33条

懲罰の種類はこれを次の通り定める。

ただし、4～6項は懲戒委員会の議決を要するものとする。

1. 委員長、副委員長、総務委員長、管財委員長、財務委員長、渉外委員長、競技委員長、記録委員長、実行委員長、普及委員長及び加盟校全校に対して詫び状提出。
2. 総会における戒告
3. 総会における陳謝
4. 一定期間競技会出場停止
5. 除名
6. その他

第8章 会 計

第34条

本連盟の会計年度は、11月1日より翌年10月31日までとする。

第35条

1. 本連盟の会計事務は財務委員長、財務副委員長がこれを行う。
2. 監査は委員長、副委員長及び参与がこれを行う。

第36条

財務委員長、財務副委員長は会計簿を作成し常に会計状態を明らかにし、会計年度終了後直近の総会において会計報告を行うことを要する。

第 37 条

本連盟の経費は次の収入を以ってこれに当てる。

1. 各加盟大学の連盟費
2. 個人登録費
3. 寄付金
4. その他

第 38 条

1. 加盟大学の連盟費は定められた期日までに財務委員長または財務副委員長に納入することを要する。
2. 加盟大学の個人登録費は定められた期日までに財務委員長または財務副委員長に納入することを要する。

第 9 章 付 則

第 39 条

本規定の改正、その他は総会において決議を要する。

第 40 条

本連盟内規は別にこれを定める。

第 41 条

本改正規定は 2017 年 2 月 5 日から施行する。

1987 年 11 月 21 日改正増補

1995 年 11 月 18 日改正増補

1997 年 11 月 8 日改正増補

1999 年 11 月 13 日改正増補

2000 年 11 月 11 日改正増補

2003 年 2 月 8 日改正増補

2007 年 3 月 19 日改定増補

2008 年 6 月 7 日改定増補

2009 年 12 月 31 日改定増補

2010 年 2 月 13 日改定増補

2011 年 2 月 5 日改定増補

2017 年 2 月 5 日改定増補

この規約の記載内容について事実と相違ないこと証明します。

代表者

住所

氏名

印